

平成19年度 事業報告

< 事業概要 >

I 新規事業

1. 消費者に向けての社会PR

情報委員会が企画、立案した新聞広告により消費者に向けて社会PRを発信し、平成19年6月に改正建築基準法が施行された内容を広く社会にアピールしました。また消費者のために「失敗しない家づくり」と「耐震診断の必要性」を強調するなかで当事務所協会の事業内容も周知することができました。

詳細は <別掲1> のとおりです。

2. 『改正建築士法・改正建築基準法講習会』開催および『建築基準法等の改正政省令、指針、建築物の安全安心確保の推進講習会』の開催

建築物の安全性の確保を図るため建築基準法等の一部を改正する法律が平成19年6月20日から施行されることに伴ない当事務所協会は長野県住宅部および長野県建築士会と連携して法施行前の5月から6月にかけて建築士を対象に県内各地において開催いたしました。受講者数は『改正建築士法・改正建築基準法講習会』が868名、『建築基準法等の改正政省令、指針、建築物の安全安心確保の推進講習会』が1,777名と関心度の高い講習会でした。

3. 新潟県中越沖地震『現地住宅無料相談所』の開設

平成19年7月16日に発生した『新潟県中越沖地震』により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。柏崎市を中心に多くの建物が被害を受け、二次災害防止のため長野県より『応急危険度判定業務』への積極的参加がありました。

長野県内におきましては震度6強を観測した飯綱町を中心に県職員による現地調査が行われました結果、倒壊に至るような大きな被害は発生していないことが確認されました。

当協会は町民の安全性向上のため飯綱町三水庁舎をお借りして、地震被害による住宅無料相談所を開設いたしました。8月6日から9日までの4日間で9件の相談申込みがあり相談員2人で1組がそれぞれ現地まで出向いて対応いたしました。

II その他の主な事業

1. 2007NBSeながのフェスタへの参加

NBS長野放送主催の「NBSeながのフェスタ健康・環境・安全」のテーマで開催されたイベントに安全ゾーン内にブース出展をいたしました。事務所協会は3回目の参加となり、今年は建築士事務所キャンペーン事業と同時開催で行われました。

2. 建築相談調査業務

各支部より推薦いただいた調査候補者の皆様の出席で、3月24日に相談員養成講習会を開催いたしました。出席者の方16名に「委嘱状」及び「建築相談調査者登録証」を発行することになります。また、講習会の折には当協会で作成した「調査業務マニュアル」、「調査業務概要」、「相談事例集冊子」を印刷しテキストとしました。

電話による相談受付は87件でそのうち現地調査まで希望され、調査報告書を提出した先は現在進行中も含めると11件でした。客観的に正確な情報提供・解説をし、建築主・消費者の権利を守り、また、建築家としての職能意識を高め、社会に役立つ活動を継続していきたいと思っております。

3. 支部公益事業の実施

地域活動に対して積極的に参画していくことで、会員事務所が社会に認知されることを目的に、各支部の継続事業として行っています。

全支部が住宅に関する無料相談所を常設している他、地区のイベント等開催の際やホームページ上に相談コーナーを設けています。

また、木造一戸建住宅をテーマにした設計事務所と建築主との関わり方をまとめた消費者向けの冊子作成や地元の社会福祉協議会と共催でのイベント開催等工夫した事業が行われました。

支部それぞれが市民との交流を深める等、公共性の高い事業を行い、一支部あたり10万円の補助金を交付いたしました。

各支部の事業の詳細は「別表1」のとおりです。

4. 第9回建築作品表彰実施

平成19年1月～2月までの間建築作品の募集を行った結果、5点の作品応募がありました。

この作品は、建築作品表彰規定に基づき、3名まで構成される建築作品選考委員会により作品選考が行われました。すべてが地域に根ざしたレベルの高い作品で、優秀賞2点が選考され、受賞者には優秀賞とパネル制作費が贈られました。優秀賞の2点は、大分市で行われました日事連の全国大会に出展され、うち1点は奨励賞を受賞されました。

5. 第5回建築見学会「茅野市民館」

茅野市民館の設計者古谷誠章氏の案内で茅野市民館の建築見学会が開催されました。設計者による説明を直接聞いて質問することもできましたので大変有意義な見学会でした。設計時における苦労話や工夫点等大変参考になった見学会でした。

開催日：11月22日 参加者：37名 CPD：1単位

6. 第9回建築士事務所キャンペーン「安全・安心、快適な住まい」

消費者に対し、建築士事務所の業務と役割、協会の活動についてPRするために「第9回建築士事務所キャンペーン」が日事連傘下の各県単位で開催されました。今年は、北信ブロック担当で集客力増のためNBSeながのフェスタと同時開催として行われました。

「建築無料相談会」では耐震診断に重点をおき、資料配布をいたしました。特に今年の新しい試みとして子供木工教室を企画したところ460組の親子が作業に取り組んでいました。

また、その他のイベントとして木組みの展示、新潟県中越沖地震パネル展示、防災ビデオ放映、木造住宅の耐震補強パネル展示を行いました。

PR方法は、チラシ・ポスター作成し配布、長野放送で12回（15秒）のスポット放映を行いました。

また、日事連からキャンペーンの助成金として60万円が交付されました。

詳細は <別掲2> の通りです。

総延来場者数 21,000人

・内子供木工教室参加者	920人
・内建築無料相談会申込者	10人
・内上記以外のイベント等の参加者	80人

7. TVスポットの活用

情報委員会で作成したPR用の15秒のTVスポットは、「建築士事務所のキャンペーン」を盛り込んで長野放送で12本放映され、支部公益事業およびキャンペーン事業のPR等に活用しました。

8. 知事指定『建築士事務所の管理講習会』及び

建築士法第27条の2指定法人による『開設者研修会』開催

平成19年度は、9月下旬から佐久・伊那・長野・松本の4会場で開催しました。管理講習会の受講該当者数914事務所に対し、752名の受講があり、受講率82%でした。また、開設者研修会（管理建築士ではない開設者）は建築士法の改正予定もあることから例年を上回る76名が受講されました。

この講習会は、昭和55年を第1回目とし、今日まで「建築士事務所の管理講習会」を通じて建築士事務所の開設者や管理建築士に対してその業務に係る知識・技能の向上に努めてきました。昭和61年に、長野県建築士事務所指導要綱が制定され、本会が実施している建築士事務所の管理講習会が知事指定の講習となり、同講習の受講証明書が建築士事務所登録・更新の添付書類となりました。以降、平成19年までの間の受講者数の累計実績は15,562名になり、ほぼ趣旨にそった講習が実施できたものと考えます。

管理講習会の受講状況は「別表2」のとおりです。

9. 建築設計・工事監理等の業務報酬の適正化への活動

かねてより継続してきた建設省告示第1206号の適正運用の実施を市町村、公共団体の長・議会議長に対して要望または陳情を行いました。

実施に当たりましては、要望・陳情書とともに「建築設計・監理・報酬基準」を資料として持参、説明し理解を求めました。

また、既に議会において採択されている市町村につきましては、会長の文書を持って採択どおりの実行を呼びかけました。

10. 耐震診断関係事業

(1) 耐震診断要望運動の実施

平成7年に発生した阪神淡路大震災を契機とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行に伴い、耐震診断及び耐震改修の重要性と同時に適格な技術と知識をもった技術者の確保が求められることから、当会は長野県等が主催した耐震診断・耐震改修講習会に会員多数を受講させ、さらに研修会を実施するなど技術の研鑽に努めてきました。また、建築構造専門家を構成員とする耐震診断判定特別委員会を設置し、ハイレベルの耐震診断判定業務ができる態勢を整えました。

現在、市町村が発注する耐震診断業務の入札参加資格はすべての事務所に与えられていますが、当会の耐震診断員事務所や耐震診断判定特別委員会を活用していただくよう、各地方事務所の建築課、市町村長、教育委員長、担当課長に対して要望しました。

(2) 耐震診断判定特別委員会の開催

当会の耐震診断判定特別委員会は、耐震診断内容聴取に係わる診断内容の確認機関として、県内で唯一文部科学省より認知されています。

主に公共施設、特に小中学校の既存建築物で文部科学省の補助事業の物件についての判定会38回開催、114棟について行いました。

学校等の公共施設での建物は生命・財産の確保に大きく影響するだけに大変重要です。そのため耐震診断判定業務は必要であり、専門家によるチェック体制がきわめて重要なことであると考えます。

また、この業務を通じて、社会に役立てるのも専門家である建築士事務所の役割であり、そういう意味からも公益法人である当会が力を入れて取り組んでまいりたいと考えます。

(3) 耐震診断判定特別委員会事前審査会の開催

各耐震診断員事務所等より作成された報告書が、耐震診断判定特別委員会に提出されますが、その判定業務がスムーズに行えるよう、資料の不備等を事前にチェックする機関であり、現在13名で構成されています。

近年、耐震診断業務は全県で行われ、申し込み物件数が増えています。委員は、当日の判定会に出席し、技術研鑽、資質向上に努めています。

(4) 木造住宅耐震診断事業

近い将来に発生すると考えられている東海地震から、県民の生命、財産を保護し、震災時の膨大な災害復興費用の削減を図ることを目的に、長野県内全域の昭和56年以前の戸建木造住宅の耐震診断・耐震補強について『住宅・建築物耐震改修促進事業』を実施しています。建築士会、建築物防災協会、当会の3団体で構成する長野県木造住宅耐震診断推進協議会で市町村より受託し、平成14年度からの27年度までの事業です。

今年度は、精密診断1,467戸、簡易診断6,792戸、避難施設27戸で、県下75市町村で実施されました。

詳細は「別表3」のとおりです。

(5) 既存木造住宅耐震補強技術講習会の開催

長野県既存建築物耐震化評価委員会（事務局：長野県建設部建築指導課）が認定した6社の補強工法について各社の技術担当者より説明が行われました。建築士、行政担当者、耐震診断士等多数の皆様よりご参加いただきました。

開催日：2月21日（松本） 参加者：236名 CPD：2単位

1.1. 会員増強と基盤整備

県内の建築業界をとりまく経済状況は依然厳しい状態が続いています。当会では、正会員11事務所の入会、そして36事務所の退会があり、期末の正会員数568事業所となりました。また賛助会員数は入会1社、退会0社で14社でした。

詳細は「別表4」のとおりです。

1.2. 会報誌の発刊

会報「しなの」の発行 136号～138号 各1,000部

会員、関係諸機関に配布